「朝鮮神社」創建計画と初期総督府政

―併合から三・一独立運動まで―

國學院大學大学院
菅　浩二

一、「韓国併合」と神社界の対応

西紀一九一〇（明治四十三・隆熙四）年八月二十二日、日韓両政府の間で「韓国併合に関する条約」が調印され、同二十九日に公布、李朝五百年の歴史は幕を閉じた。一ヶ月後、勅令「朝鮮総督府官制」により総督府が設置され、統監寺内正毅がそのまま初代朝鮮総督に就任、朝鮮半島は日本の施政の及ぶところとなつた。

「併合」の英訳は annexation であり、同盟国イギリスへの通知ではこの語が用ゐられた。が、「併合」なる日本語自体は当時一般的な熟語ではなく、前年三月に外務省政務局長倉地鉄吉が外相小村寿太郎の命で作成した「対韓大方針」草案の中で、一独立国の廃滅・領土編入をあまり刺激的でなく表現する為に、倉地が用ゐた政治的造語である。(1) 台湾領有の際に用ゐられた「改隷」等の語を避けたわけであるが、それだけでなくこの「併合」の造語は、日韓合邦運動の「合邦」のやうな、〈対等合併〉の意味合ひを示す語とも一線を図す意図を含んでゐたのである。しかし当時

の日本の世論は（当の「合邦」論者を含め）さほどこの「併合」の語に違和感を感じなかつたやうである。寧ろ「併合」はこれ以降一般用語になつた程であるから、倉地の思惑は効を奏したといへよう。

併合条約締結前後の八月下旬から九月上旬の日本の新聞・雑誌は、併合に関する論説を数多く掲載した。これらの論説は、殆ど全てが併合を肯定するものであつたが、その理由として挙げられたのは、一つには〈日韓の併合は復古である〉といふ、歴史的若しくは言語的な〈日韓同祖論〉に依拠する主張であつた。(2)

神社界にあつても、国内世論一般と同様に併合を歓迎した。早速翌九月の『全国神職会会報』（以下『会報』）巻頭に「朝鮮半島に於ける神社制度」の検討を訴へる論説が掲げられ、又「合邦」は「実に二千余年来の宿題」であつたとして素戔嗚尊や神功皇后の伝承を挙げ、「朝鮮人を同化すると云ふよりも、寧ろ復古せしめる」事が神職の新務である、との投書も掲載された。(3) かうした見解は「復古」を名分としてはゐるものの、背後には日本仏教・新宗教・キリスト教等の大陸布教攻勢に対する神社人達の焦燥が見え隠れしてゐる。

これら神社関係者の韓国併合への対応の中で、注目すべきは朝鮮への官幣社設立の予想である。既に全国神職会では、明治三十九年の統監府設置以降〈朝鮮半島居留邦人の総鎮守〉或いは〈日韓両国民の融和〉の為の神社創建を目指して運動を続けてゐた。が、創建方針の決議を繰り返すのみで、計画を具体化出来ぬまま韓国併合に至つてゐたのであつた。(4) だが、併合により、政府が近い将来「官幣大社朝鮮神社」を創立する事が想像された。そこで今度は、この「朝鮮神社」創建を以て〈半島の総鎮守〉たらしめむが為の御祭神論が、早速神社関係者らの議論の的となつたのである。

早くも併合直後の九月十七日夜には、東京の國學院大學に十名の神社関係有識者が会して開催された神道研究会例会で、この朝鮮神社の祭神について討論が行はれてゐる。『会報』には参加中「下田、高山、渡邊、石川、三矢、副島、山本、神崎、三浦」の九名の姓のみが挙げられてゐる。

この場では、配祀又は別社としては素戔嗚尊、五十猛名、稲氷命、住吉大神、神功皇后、伊藤博文や、檀君・箕子・李朝歴代等の朝鮮の祖宗など、多くの神名が挙がつた。しかし主祭神については、大きく分ければ天照大御神説と大国魂命説の両論に帰結したやうである。(5)

当時、既に、大国魂命に大己貴命・少彦名命を加へた所謂開拓三神は、札幌神社（明治四年鎮座・現北海道神宮）や台湾神社（明治三十四年鎮座）等の、明治以降の新開拓地、新領土の守護神として官幣大社に奉祀されてゐた。又更に、この年七月二十九日には、やはり同じく開拓三神を奉斎する官幣大社樺太神社の創建が仰せ出され、造営中であつた（翌年八月鎮座）。この前例から言へば同じく新領土である朝鮮半島にも、大国魂命初め開拓三神を奉斎する意見が強さうなものであるが、事態は全く逆であつた。この神社研究会では「天照大御神説は賛同者多数にして一時同説に一決せるかの形勢なりしが、大国魂命は極めて少数なりしと雖も頗る強硬なる態度を持せる為め遂に討論の終結を見ずして」この日は散会したといふのである。

この神道研究会は非公式の会合であらうが、恐らく併合後最初の朝鮮神社御祭神に関する本格的議論であると思はれる。この時点で既に大国魂命ではなく天照大神奉斎論が有力であつた事実は極めて興味深い。無論既に拙稿で指摘した通り（註4参照）、天照大神奉斎論自体は素戔嗚尊＝檀君奉斎論と並んで、併合前の「韓国の神社」創建運動の当初から一方の主流だつたのだが、その見解は韓国併合及び予想される官幣大社創建といふ現実に直面して、ここで再確認、再認識されたのであつた。(6)

又、このやうに併合直後から早々と御祭神論が神社関係者の話題となつた「朝鮮神社」の創建については、在京城の日本人居留民団も積極的に活動したやうである。

京城居留民団は明治四十四年度の予算に、大神宮造営費として五千円を計上してゐる。しかしこの予算では「固より理想通りの造営を為す能はざるを以て」、同年四月九日総督府に国庫補助を申請したといふ。予算規模はともかく、

居留民団が求めたのもやはり「大神宮」即ち天照大神奉斎の神社だつた。当時の日本人が朝鮮半島に対して、台湾・樺太等とは異なつた意識を持つてゐたことを物語る事実と言へよう。(7)

二、「朝鮮神社」予算案と社稷壇祭祀の廃止

さて、上記の如く併合早々話題となつた「朝鮮神社」ではあつたが、実際に政府側の創建の意向が明らかとなるのは、明治四十五年の二月である。

この時、開催中の第二十八回帝国議会に提出された明治四十五年朝鮮総督府予算案に、「朝鮮神社及総督府庁舎新営準備費　三〇、〇〇〇円」が計上された。(8) 管見では、政府が公表した文書の中で「朝鮮神社」の名前が登場した初例である。

当時朝鮮総督府は庁舎として、京城（現大韓民国ソウル市）の南山山麓北側の旧統監府庁舎をそのまま使用してゐた。この一帯は併合前からの日本人地区で、付近には明治三十一年に神宮遥拝所として設立された京城大神宮（後の国幣小社京城神社）もあつた。

衆議院予算委員会の質疑で根岸峿太郎代議士が、この「朝鮮神社」について質問してゐる。これに対し総督府度支部長官荒井賢太郎は、総督府庁舎を京城中心部へ移転させる計画があり、特に御祭神については「唯今仮庁舎ガアル所ガ丁度高イ処デアリマスカラ、神社ニ致シテ宜シカラウ、歟ウ云フコトデ、其神社ニ何ヲ祭ラウト云フコトハマダ極ツテ居リマセヌ」と答弁してゐる。(9)

実際にはこの後「朝鮮神社」創設計画は総督府移転とは別の、独自の計画として規模も大きく拡大するのであるが、当初は総督府庁舎移転計画と抱き合はせの予算案であつた事実は注目に値しよう。(10) といふのも、総督府が「朝鮮神

社」創建に乗り出した背景には、神職達や居留民による請願運動もさることながら、如何にも官僚的な朝鮮統治上の発想もあつたと見られるのである。

朝鮮総督府は現役軍人たる総督の下に、事務官僚の頂点たる政務総監の職が設けられてゐた。併合以前の韓国副統監からそのまま初代政務総監に就任し、大正八年の三・一独立運動収拾まで二代の総督の下、足掛け十年間この地位にあつたのが、内務官僚出身の山縣伊三郎である。[11] 後述するが、朝鮮総督府の神社及び宗教に関する基本的な規則は、この山縣政務総監時代にほぼ出揃つてゐる。

朝鮮半島では、併合以前の一九〇六（明治三十九）年の「宗教ノ宣布ニ関スル規則」（統監府令第四五号）が併合以後も適用されてゐたが、これは神仏諸教派の日本人布教者を対象とするものであり、朝鮮人の宗教者や欧米人のキリスト教布教者は規則対象外となつてゐた。又断る迄もないが、当時日本政府は神社非宗教政策を採つてゐたから、神社も当然この規則の適用外にあつた。[12]

従来この時期の総督府政については、寺内総督暗殺を企てたとされるいはゆる「百五人事件」（明治四十四年一月・翌年六月キリスト教徒を含む百五人が起訴）が大きく取り上げられてゐる。[13] だが筆者は同時期の重要な宗教関連政策として、これまでさほど注目されてゐない社稷壇祭祀の廃止を挙げたい。

併合以前の韓国では、漢城府（京城）始め各道府郡に一箇所づつ社稷壇を設置し、仲春・仲秋の大享祀や祈穀祭、祈雨祭等を行つてゐた。[14] これは言ふまでもなく儒教に基づく国家祭祀だつたのだが、日本の神社祭祀と類似構造を持つこの李王朝による社稷壇祭祀の存在は、山縣ら総督府為政者にとつては「正しく我が国制と相容れざるもの」であつた。山縣は併合直後より社稷壇祭祀の廃止を画策、寺内総督の決定を経て、併合翌年の春季祭より廃止される事となつたのである。[15]

この年度の末に上述の「朝鮮神社」創建が予算案に登場してゐることを考へれば、総督府の神社創建計画と社稷壇

祭祀廃止は、表裏一体の政策であると指摘できよう。すなはち総督府当局者は、併合以降は李王家として日本皇族に準ずる事となつた李朝の、かつての国家祭祀を神社制度で置き換へようと考へ、その祭祀の場として純然たる官側創建になる〈半島の総鎮守〉を求めたに相違ない。尤も現在筆者の知る限り、社稷壇祭祀廃止と朝鮮神社創建計画との因果関係を示唆する直接的史料は見当たらない。しかし総督府政上、併合後も朝鮮が国家として存在してゐるかの如くに、李王家独自の祭祀権を認める訳には行かないだらう事を考慮すれば、両政策の因果関係はほぼ間違ひないと思はれる。(16)

とは言へ、実際に朝鮮神宮が鎮座するには尚十数年を待たねばならない。それまでの間は京城神社が李王家や総督府官僚らの参拝を受け、朝鮮神宮鎮座までの「半島の総鎮守」の代替機能を果たす事となる。が、この京城神社も上述の通り元来神宮遥拝所であり、やはり天照大神を奉斎する神社であつた。総督府はこの社稷壇祭祀の廃止以降、李王家独自の祭祀としては、王家のみならず一般に両班が宗族毎に行つてゐる祖宗祭祀に限り、存続を認めたのである。(17)

繰り返すがこの時期の朝鮮半島には、神社への国家管理は全く及んでゐない。太古より神社祭祀も少なからず影響を受けてきた大陸型の儒教国家祭祀を、逆に近代神社祭祀の形態で代用しようといふ発想が、神社制度整備に先んじて総督府当局にあつたらしい事は興味深い。この明治四十四（一九一一）年は辛亥革命勃発の年であり、翌年宣統帝の退位により清朝が滅亡、中華王朝の長い歴史が幕を閉ぢた、といふのも象徴的である。

又総督府は朝鮮仏教に対しても、併合の同じく翌年九月「寺刹令」（制令第七号）を施行した。この規則は、従来朝鮮には無かつた本山末寺制度を採り入れるなど、明らかに内地延長式である。総督府・山縣政務総監の祭祀及び宗教に関する当初の政策は、機械的翻訳と改造の実験であつた。

三、神社関連法令の整備と創建計画の始動

明治四十五（一九一二）年七月三十日、明治天皇が崩御され、元号は大正と改まつた。中央政局は崩御直後からにはかに不安定化し、陸軍の二個師団増設問題から西園寺公望内閣が総辞職、続く桂太郎内閣に対する所謂「第一次護憲運動」と桂の退陣といふ波乱の内に、大正時代は幕を開ける。[18] この時一方では、大正元年九月十三日の御大葬前後より、明治天皇を奉斎する明治神宮奉建の気運が東京を中心に全国的に起こつてゐた。

朝鮮半島では、全羅南道長城郡の居留民らが、古来地元の祈雨祭等の斎場であつた東山といふ霊地で御大葬遥拝式を斎行してゐる。この遥拝所跡には翌年明治天皇遥拝殿が設立され、後に大正六年五月に至り東山神社として公式に承認される。[19] 明治神宮御鎮座（九年十一月）の三年半前である。

さて内地では、明治末から神社関係法規の整備が続いてゐたが、かうした一連の規則整備は、大正三年三月の勅令第一〇号「官国幣社以下神社祭祀令」及び内務省令第四号「官国幣社以下神社祭式」等でほぼ完成してゐた。これは、当初同年十一月に予定されてゐた新帝の即位の大礼と大嘗祭を迎へる為である。が実際には、翌四月の昭憲皇太后の崩御に伴ふ諒闇により、御大典は翌四年に持ち越された。

この頃、日本は対外的にも対内的にも、その「半大陸国家」としての体制を固めつつあつた。大正三（一九一四）年八月、日本政府はドイツに対し宣戦布告し、第一次世界大戦に参戦した。この年には日本軍は山東半島や南洋諸島を攻略し、翌四年には袁世凱の中華民国政府に対し所謂「二十一ヶ条の要求」を交渉する。因みに、当時の『官報』（四年七月十五日号）によると、大正御大典参列予定者の序列に於いて朝鮮総督は五番目であるが、朝鮮総督府政務総監は台湾総督や関東都督と同じ十番目に位置付けられてをり、政務総監職の重要性が察せられる。更に大正五年十

月、初代朝鮮総督寺内正毅が首相に転じた事も、当時の日本の政治に於ける、朝鮮統治の重要性を物語る事実であらう。

台湾や朝鮮半島ではこの時期に、内地に準じた神社の周辺規則の制定に手が着けられた。台湾に於いては、三年十月に総督府令「台湾ニ於ケル神社祭式規定」が制定されてゐる。次いで朝鮮でも、四年八月に総督府令八二号「神社寺院規則」及び八三号「布教規則」が発令、十月より施行された[20]。

この「布教規則」は、第一条に「本令ニ於テ宗教ト称スルハ神道、仏道及基督教ヲ謂フ」とあり、外国人によるキリスト教布教や諸宗教をも含んだ宗教の一括統制を目的とした法規である。かうした性格の法規は内地にも外地にも前例が無い。この規則は「神社寺院規則」と対を為す事により、「神社」及び内地仏教の「寺院」と、それ以外の「宗教」を区別したものであつた。

一方の「神社寺院規則」により、「神社」及び「寺院」は、希望者三十人以上の連署を以て設立が許可される事となつた。従つて法制上は、朝鮮半島に於ける「神社」は全てこの規則施行以降に創建された事になる。が、当然最初は、事実上の神社として存在してゐた既存の数十社を公認する形式で運用された。この年十一月には、勅令一九九・二〇〇号により「官国幣社以下神社祭祀令」及び「府県社以下神社ノ神職ニ関スル件」に「台湾・朝鮮」の項が加へられ、更に翌五年六月には、府令四九号「神社ノ祭式恒例式及斎戒ニ関スル件」と五〇号「神職任用奉務及服装規則」が、七月に各道知事宛内務部長官通達「神社ノ神職ニ関スル件」が発令された[21]、朝鮮の神社にも、内地の神社諸規則が適用される事が定められた訳である。当時の神社が専ら内地人の崇敬対象であつたことにもよるのであらうが、やはり此処でも総督府は、明確に「内地延長主義」であつた。

さて、この間に朝鮮神社創建計画も始動しつつあつた。まづ先述の通り明治四十五年度以降大正四年まで、総督府予算に朝鮮神社新営準備費が計上されてゐる[22]。この予算を受け大正二年度からは、神社奉建地の選定に向け幾つかの

候補地が調査され、一方では総督府技官が内地に赴き、造営の参考資料とするため主要官国幣社の調査を行つてゐる。又大正三年一月以降は総督府土木局並びに内務部の関係者により、創建事業着手に先立つ協議が重ねられた。この協議には、一方で進められてゐた明治神宮創建にも大きな役割を果たす工学博士伊東忠太が、顧問格として参与してゐた。(23)

奉建候補地に関しては、当初は慶尚南道や、後の扶余神宮（創建途中で終戦を迎へ未鎮座）の地となる忠清南道扶余も検討されたやうだが、やはり地理的にも政治的にも半島の中央に位置する京城府内が適当である、とされた。京城府内で候補に挙がつたのは、漢陽公園、倭城台、奨忠壇、孝昌園、社稷壇、三清洞、北岳山麓、神武門外、等々である。実地調査を踏まへた慎重な詮議の結果、京城市内唯一の樹林地帯である南山中腹の漢陽公園を切り開いて、宮地八千坪に外苑を含めた境内地二十万坪を造成する事と決定された。この地は山麓に総督府庁舎（当時）や京城大神宮を控へ、又京城市街を北の北漢山まで一望出来る景勝地である。(24)

尚、この奉建地決定の正確な日時は不明だが、総督府予算から見ると大正四年度には「朝鮮神社造営調査費」三千円として総督府庁舎新営計画とは切り離され、独自の項目となつてゐる。更に、五年四月には「明治天皇を奉祀する朝鮮神社は南山山腹に建立するに決し」た事や「造営費総額百万円四年継続事業」である事が報じられ、七月には設計完成が伝へられてゐる。(25) いづれにせよ、当初の総督府移転と抱き合はせだつた神社創建計画が、山縣政務総監の決定の下に独自の大計画へと発展したらしい事が伺へる。

かうした朝鮮神社創建計画の進捗の一方で、先述の通り「神社寺院規則」に基づき、大正五年中に十七社、同六年には十三社が「神社」として公認されてゐる。又、ロシア革命の起こつたこの六年三月には、総督府令「神祠ニ関スル件」が発令、希望者十人以上の連署を以て「神祠」即ち「神社ニ非スシテ公衆ニ参拝セシムル為神祇ヲ奉祠スルモノ」（同府令第一条）を許可する事となつた。

平たく言へば「神祠」は、台湾に於ける「社」や「祠」同様、「神社」の格に満たない神祇奉斎施設である。同時に出された各道長官宛政務総監通牒「神祠ニ関スル規則ヲ定ムル件」(内秘七一号)では、神祠を「地方住民ノ事情ニ依リ一般神社ノ体裁ヲ具備セル神社創立難致場所ニ限リ其ノ地方住民ニ敬神上ノ満足ヲ与フル為特例ヲ設ケラレタル義」と位置づけ、又将来の神社設立をも視野に入れ「神祇ノ尊厳ヲ瀆スガ如キコト」のないやうに指示されてゐる。(26)

四、帝国議会に於ける「素戔嗚尊」奉斎論

さて、かうして神社制度が朝鮮半島に導入される一方で「朝鮮神社」創建準備も着々と進んで行くが、「半島の総鎮守」の御祭神に関する目立つた論議は、暫く起きてゐない。

管見では、本稿第一章に示したやうな併合直後の議論以降、先述の通り五年四月に突然「明治天皇」が恰も当然の如くに登場する。これは勿論、当時進行中の明治神宮創建事業と併せ、大正初期の日本社会にあつた明治天皇追慕の一般的雰囲気に帰せられる事実であらう。(27) だがかうした雰囲気に加へ、日韓同祖論的見解に基づき「二千年来の宿題」である〈復古〉を成し遂げた明治天皇を朝鮮半島に於いて記念する意図が、政府・総督府側にあつた事も明らかである。(28)

かうした明治天皇奉斎への直接的反対は内地側の言論に於いて見当たらないものの、やがて帝国議会衆議院に於いて、少し別の角度から「朝鮮神社」御祭神論争が激しく展開される事となる。「素戔嗚尊」奉斎論の再浮上である。

まづ大正六年七月十四日、第三十九回帝国議会本会議に於いて、茨城県北相馬郡大間村の「平民　通信社員　海老原新太郎」外十四名提出、紹介議員小久保喜七による「朝鮮ニ官幣大社奉祀ノ請願」が採択されてゐる。(29) この請願は、主祭神に素戔嗚尊、相殿に神功皇后と武内宿禰を奉斎する事を主張してゐる。続いて、次の第四十回帝国議会請願委

員会第二分科会に於いても、大正七年二月四日、これと殆ど同一の請願「官幣大社朝鮮神社奉祀ノ件」（請願者・海老原新太郎外十一名、紹介議員小久保喜七）が審議されてゐる。[30]

この第四十回議会の場で、政府側委員として出席してゐた山縣政務総監が「朝鮮神社」の祭神に関する総督府の見解を、明確に説明してゐる。山縣は、最初に〈素戔嗚尊と朝鮮の関係を伝へる『日本書紀』の「曾尸茂梨」伝承[31]に基づき、是非素戔嗚尊を奉斎せよとの意見もあるが……〉といふやうに前置きした上で、「朝鮮神社」の御祭神としては「大神宮（天照大神）」と「明治天皇」の「此二柱ヲ祭ルコトトナレバ、誰シモ異存ガアルマイ、又朝鮮人ニ取ッテモ一番縁故ノ深イ神様デアルカラ、是ガ一番宜カラウ」「素戔嗚尊ハ其中ニハ御入リニナラヌコトニナッテ居リマス」と述べるのである。

この山縣総監の説明に対し、この分科会の請願委員ではない高木益太郎代議士（立憲国民党所属）[32]が発言を求める。藩閥出身の官僚政治家・山縣と、弁護士出身の政党政治家・高木の御祭神論争は、この高木の発言に始まる。

高木はこの時先づ、日韓同祖論的神話解釈に基づく素戔嗚尊の御神徳を滔々と述べてゐる。この解釈は、平田派国学者・角田忠行が韓国併合直前に唱へた「素戔嗚尊＝檀君」奉斎論と軌を一にしてをり、思想的には明らかに角田の主張に連なる見解である。[33]その上で高木は「朝鮮ヲ統治スル者ガ朝鮮ノ此神様ヲ忘ルル事ハ何事デアルカ」と、山縣総監を攻撃する。一方、この高木の意見に対し山縣は、御祭神から素戔嗚尊を除外する理由を、次の様に述べてゐる。「（日本書紀に）此土地ニ居ルコトヲ好マヌ、ソレデ再ビ日本ニ帰ルト云フコトガアルノデス、サウ云フ朝鮮ニ御在デニナルコトヲ御好ミニナラヌ神様ヲ、此朝鮮ニ祀ルト云フコトハ如何デアラウカト……」

この日は、この御祭神論議は参考として政府に送付される事で一旦決着する。ところが翌二月五日の請願委員第三分科会で、朝鮮総督府の莫大な機密費・宴会費をめぐつて言を左右にする山縣の答弁に、憤激した高木が再び激しい非難を浴びせる。前日に引き続き「素戔嗚尊奉斎」を掲げての山縣批判である。[34]

この日の高木は、明確に〈素戔嗚尊＝檀君〉説を主張してゐる。又、日韓同祖論に立ち「朝鮮ノ皇室ニ向ッテ、何カ軽蔑スルヤウナ観念ヲ抱クヤウナコトガ、万一一人デモアッテハ相済マヌ」とか「朝鮮人ハ軽蔑スベキモノデハナイ、出雲民族ト皆同ジ民族デアル」と強調してゐる。かう声高に述べるからには、逆に当時の内地人一般に、朝鮮人に対する違和感・差別意識が抜き難くあつたらしい事が知られる。高木は素戔嗚尊奉斎を、同胞意識を以てかうした違和感を克服する為に必要だ、とも考へてゐた様である。

しかし、山縣は曖昧に「天照皇大神」「明治天皇」奉斎の方針を繰り返すのみである。高木は尚も山縣に対し「（素戔嗚尊奉斎に）貴方ガ反対ナサレルト直チニ神罰ヲ蒙リマス」と詰め寄る。山縣が「研究スベキモノナラバ研究シマス」と答へると、高木は「朝鮮ノ役人ガソンナニボンヤリシテ居ッテハ困リマス」と叫び、更に「貴方ニ質問スル価値ナシ」「貴方ハ総監ノ価値ナシ」と徹底的に罵倒してゐる。最後の方は、殆ど言ひ掛かりのやうにすら見える。

高木の激越な態度の背後に、如何なる政治的思惑や思想が底流してゐるのかは、当時の彼の置かれてゐた政治的・社会的状況に鑑み、慎重に検討されねばなるまい。高木は日韓同祖論に従つて「素戔嗚尊」奉斎を掲げ総督府（山縣総監）を攻撃してゐるが、よく見ると日韓同祖論は高木だけの主張ではない。対する一方の総督府側も、やはり日韓同祖論に基づいて「天照皇大神」と「明治天皇」が相応しい、と判断してゐるのである。従つて、日韓同祖論といふ一つの考へ方に対する解釈法が、高木と政府・総督府では異なつてゐる訳である。この両者の違ひを考察する上で参考となるのが、二月四・五両日の高木の言葉の中で、幾度か「熱田神宮」の名前が登場する事である。

二月四日の高木の発言中に「熱田ノ神社ニハ何様ヲ祀ッテ居ル、素戔嗚尊ヲ奉安シテアルコトハ三歳ノ童子モ知ッテ居ル事デアル」といふ言葉がある。熱田神宮は周知の通り古来「熱田神社」として、三種の神器の一つ「草薙神剣」を御神体としてきたが、現在ではその依り坐す神「熱田大神」とは「天照大神」であると信仰されてゐる。ともあれ、明治以降四十年近く熱田神宮宮司（当初は大宮司）を務め、かうした近現代に於ける熱田「神宮」の形成に一

貫して尽力した人物こそ、〈素戔嗚尊＝檀君〉奉斎を唱へたあの角田忠行である事を想起されたい。[34] 高木はこの論争に於いて角田の名を出してはゐないが、後述の通り一年後の帝国議会では角田の著作を引用して発言してをり、その思想的影響は間違ひない。

角田は、この高木と山縣の御祭神論争の約十ヶ月後の大正七年十二月十五日、八十五年の生涯を閉じる。前時代の平田篤胤の、日本中心万国同祖説を引き受けたこの国学者の思想を、如何なる理由により高木が受容したのかは、更に研究されねばならない。が、ともあれ未だ角田が存命中の時点で、高木が何らかの形で角田の思想的影響を受け、帝国議会で発言してゐた事は確実である。

五、御祭神に関する政府・総督府の詮議

かくして〈素戔嗚尊＝檀君〉奉斎論は第四十回帝国議会からの参考意見として、ひとまづ政府に送付された訳である。高木益太郎による徹底した個人攻撃の成果かどうかはともあれ、朝鮮総督府はこれに対し直ぐに対応してゐる。大正七年三月二十三日、帝国議会を通過した「朝鮮神社造営費予算」が公布され、総督府は朝鮮神社社殿造営工事に着手した。[35] その一週間後の三月三十日付・内秘第一四五号により、長谷川好道朝鮮総督から後藤新平内相に祭神に関する照会が為されてゐる。[36] これは、総督府は朝鮮神社の祭神としては「天照皇大神」と「明治天皇」が適当であると考へるが、「一部有識者ニ於テ右二神ノ外更ニ素戔嗚尊ヲ合祀スルヲ可ナリトスルノ説モ有之」ので、内相に「神社調査委員会」に諮問するやう依頼するものである。高木が山縣にぶつけた議論が、そのまま照会事項となつた形である。

「神社調査委員会」とは如何なる組織であらうか。これは余り目立つた活動はしてゐないが、神社局長を委員長、

神社局職員・学者・「神社界ノ耆宿トモイハルル人」を委員とし、神社昇格や由諸等の調査を行なふ、内相の諮問機関である。[37] この朝鮮神社祭神問題に関して神社調査委員会は内相の諮問を受け、約三ヶ月の調査の結果、七月二日の会議を以て答申意見を議決した。尚この間の四月二十三日に、かつて神社局長をも務めた水野錬太郎が、次官から内相に昇任してゐる。

この議決は、結局その後の「朝鮮神社」の御祭神に関する政府・総督府側の態度を決定せしめた文書とも言へるので、以下に引用する。

「按スルニ朝鮮神社ハ既ニ決定セル如ク　天照大神　明治天皇二座ヲ奉祀スルヲ以テ最モ適当トスヘシ、素戔嗚尊ハ新羅国ニ降リ曾尸茂梨ノ地ニ居給ヒシコト見エ、早ク神代ノ往昔ニ於テ韓国ニ渡リ給ヒシ神ナレハ、前記二柱ノ外ニ尚ホ祭神ヲ求ムル時ニハ必スヤ其ノ撰ニ当リ給フ神ナルヘシ、然リト雖既ニ皇統ノ始祖ニマシマス天祖ノ威霊ト鴻徳偉業前古未タ曾テ聞カサリシ　明治大帝ノ神威ト仰ク以上ハ他ニ其ノ神ヲ求ムルヲ要セス、随テ素戔嗚尊ハ必スシモ之ヲ奉祀スルヲ必要トセスト認ム、尚素戔嗚尊カ新羅ノ地ニ居ルヲ欲セスト興言シ給ヒシ古史ノ所伝モ参考スヘキカ」

内務省側は以上の議決に加へ、「参照」として『日本書紀』巻一草薙剣段の「曾尸茂梨」伝承の原文を添へ、七月四日付内務大臣発朝鮮総督宛、内秘第八五二号として回答した。[38] 総督府の「天照皇大神」の照会に対し、内務省側の回答では「天照大神」と「皇」の字を外してゐる。明治以降の政府創建神社としては皇祖神を奉斎した初例となる、大正十四年鎮座の朝鮮神宮に於ける「天照大神」の神号は、これ以降の南洋神社（昭十五）や関東神宮（昭十九）等でも踏襲される事となる。

この七年八月、内地では米価の暴騰により富山県から全国的に展開した大暴動「米騒動」が起こる。一方対外的には、米騒動勃発とほぼ同時に「シベリア出兵」が宣言され、日本政府は米英仏等他の連合国と共に、朝鮮半島の更に

奥の大陸へと軍を進める。米騒動のほぼ収束した九月二十九日寺内首相は退陣、立憲政友会の原敬が首相に就任した。やがて十一月十一日、四年四ヶ月に及んだ第一次世界大戦が停戦する。英米仏伊の各国と共に日本は、戦勝五大国の一員として「民族自決」を掲げる翌年一月のパリ講和会議に臨み、東アジアに於ける国際的地位を固める事となる。

さて、第四十一回帝国議会を間近に控へた十一月二十八日付・内秘第四二四号で、長谷川総督から原首相宛に朝鮮神社創立に関する請議が送られた。[39] これは「朝鮮全土ノ民衆ノ一般ニ尊崇スヘキ神社」の無いことを遺憾とし、「国風移殖ノ大本トシテ内鮮人ノ共ニ尊崇スヘキ神祇ヲ勧請シ半島住民ヲシテ永ヘニ報本反始ノ誠ヲ致サシムル」為に「天照皇大神」と「明治天皇」の二神を奉斎する官幣大社朝鮮神社を奉建するやう、内閣に詮議を請ふものである。即ち、正式に朝鮮神社創建が仰せ出されるやう、上奏を内閣に委嘱する文書であるが、この本文に「朝鮮神社ノ祭神並ニ社格詮定理由」として、祭神選定の詳細な理由説明が添付されてゐた。

この理由書は、まづ、朝鮮に縁故のある祭神としては他に素戔嗚尊、神功皇后、武内宿禰、豊臣秀吉等が考へられる、と述べる。が、素戔嗚尊はやはり「此ノ地吾居ルヲ欲セス」といふ史伝がある事、及び「神統系譜ノ示ス処ニ依レハ素戔嗚尊ハ傍出関係ノ神ニシテ直系正宗ノ神ニ非ス」といふ事を以て除外されてゐる。又神功皇后等は、軍を朝鮮に進めた事に留まり「布徳行恵等ノ事蹟伝ハルモノナキ」により、朝鮮人が好感情を以て奉崇すると考へられず、朝鮮人と内地人との間の「感触ニ疎隔ヲ来スコト」は疑ひ得ない、としてゐる。

その一方で事務レベルでは、十二月十一日付で山縣政務総監が古賀廉造・内閣拓務局長官に、関係文書の謄本を添へて総督府内部に於ける審議経過を送付してゐた。[40] 政府・総督府側の方針がかうしてほぼ固まりつつある中で、第四十一回帝国議会が始まつた。

ところがこの議会に、改めて「朝鮮ニ官幣神社奉祀ノ請願」(請願者・海老原新太郎外八名、紹介議員小久保喜七)が提出されるのである。[41] この請願は前二回のものとほぼ同様で、朝鮮神社の主祭神として「素戔嗚男命」「五十

猛命」を、相殿に神功皇后・武内宿禰を奉斎する事を主張するものであった。

この請願が実際に審議の場に上るのは、翌大正八年二月二十四日の請願委員会第一分科会の場に於いてである。但しこの場の議論は、政府委員として出席してゐる総督府参事官の大塚常三郎が、祭神としては天照皇大神及び明治天皇の二柱が適当である、といふ総督府の見解を繰り返したに留まつてゐる。出席議員からは「(請願の内容は)政府委員ノ御話ト違フ」との声が挙がるが、「祭神ハ其途ノ方デ御選ヲ願ハナケレバナリマセヌ」として、「兎ニ角朝鮮ノ人内地人ノ尊租(ママ)敬神ノ観念ヲ喚起シ、並ニ新附ノ民ニ一層融和尊敬ノ観念ヲ与ヘタイト云フ其趣旨ノ下ニ」官幣社創建自体に関する採択が為されてゐる。[42]

しかしこの審議に先立つ同年一月二十二日、李太王煕殿下(大韓帝国高宗皇帝)が京城・徳寿宮に於いて薨去、朝鮮半島では「日本人による毒殺」の噂が朝鮮人の間に急速に広まりつつあつた。又二月八日には、東京留学中の朝鮮人学生等が、日本政府に対する独立要求宣言文を掲げて行動する(二・八独立宣言)といふ事も起きてゐた。[43] 当に帝国議会でこの審議が行はれてゐるその時、事実上最後の朝鮮国王であつた李太王の薨去を導火線として、朝鮮民族の反日ナショナリズムに火が付きつつあつたのである。

六、帝国議会審議と「三・一独立運動」

李太王の国葬の日である大正八(一九一九)年三月一日、京城・パゴダ公園(現タプコル公園)に於いて、東学の流れを引く天道教教主・孫秉煕等三十三名の「朝鮮民族代表」連名による独立宣言書が朗読され、続いて群衆が市街に出て「大韓独立万歳」を叫びながら示威行動を繰り広げた。一名「万歳運動」とも呼ばれる、所謂「三・一独立運動」の始まりである。運動は即座に朝鮮全土に拡がり、在外朝鮮人達にも波及した。朝鮮半島に於ける直接の運動参

加者だけでも二百万名を越えた、と言はれる。[44]

この独立宣言書は「当初から民族的要求として出てきたのではない両国の合併の結果が、結局姑息な威圧と差別的不平等と統計数字上の虚飾の下で、利害の相反する両民族間に永遠に和合できない怨みの溝をますます深くしつつある今日までの実績を見よ」と訴へ、更に朝鮮独立こそが日本に対し危惧を抱く四億シナ人を安心させ、東洋の平和を導く、と主張する。

そして「天地の復運に際して世界の新潮流に乗つた我々は何の躊躇もなく何の憚ることもない」「千百代の祖先の霊が我らを陰から助け、全世界の気運が我らを外から護るから、着手が即ち成功であり、ただ前方の光明に驀進するのみだ」と結ばれてゐる。[45]「全世界気運」等の文字が見えるが、末尾に掲げられた「公約三章」等を見ても、この宣言書が開催中のパリ講和会議に先立つ、米大統領ウィルソンによる「民族自決」の提唱の影響を受けてゐる事は明らかである。

「朝鮮建国四千二百五十二年三月一日」付のこの宣言書は、歴史学者・崔南善の起草になるものである。が、彼は三十三名の署名者には含まれてゐない。三十三名は全員が宗教者であり、その内訳は天道教十五名、キリスト教十六名、仏教僧二名であつた。当時、旧両班層のみならず大衆へと広まりつつあつた檀君神話に基づき、[46]古朝鮮建国紀元を用ゐてゐる点も興味深い。

この万歳運動の勃発及びその動向は、当初約五日間総督府により報道管制が敷かれたものの、内地でも連日各新聞により報じられ、会期末に近づいてゐた帝国議会にも大きな衝撃を与へた。三月八日には、衆議院に於いて「朝鮮事変ニ関スル質問」(質第三八号)並びに「朝鮮統治ニ関スル質問」(質第四一号)等が、各々議員三十数名の連名を以て政府に提出された。[47]これらの質問では、憲兵行政・武断統治の弊害が指摘され、朝鮮人文武官の任用状況や待遇の改善、「内鮮融和」機関の特設、教育の見直し、キリスト教系学校の統制、官用語の日本語への統一、等々が要求さ

れてゐる。
この緊迫した状況の下に、再び高木益太郎が独自の動きを見せる。高木は本会議に「朝鮮神社ニ素戔男尊奉祀ニ関スル建議」を提出、三月十一日の本会議に於いて演説を行つてゐる。(48) 高木はこの演説中で、孫秉熙らの「騒擾事件」は「内地民族ト朝鮮民族トガ（中略）一河ノ分流タルヲ知ラザルノ過ニ坐スルモノデアルト確信」すると述べ、「朝鮮人ニシテ開国ノ檀君即チ我素戔男尊ト云フコトヲ知レバ、同祖同宗ノ信念ヲ開拓シテ、其障壁ヲ撤廃スルコトガ出来マス」としてゐる。
この時高木は参考として幾つかの資料を配付してゐるが、その筆頭に挙がつてゐるのが「熱田神宮宮司角田忠行氏ノ調査ニ係ル「韓国開闢」ニ関スル古事記」なのである。高木が角田の思想的影響を受けてゐた事は、ここではつきりと確認できる。その上で高木は一年前の山縣との論戦を振り返り、朝鮮で暴動を起す人間も問題だが「又此上ニ居ル役人モ（中略）全部即チアア云フ人間ヲ追払ハナケレバナラヌカ」とすら述べてゐる。この後高木の提議案は、議長指名による九名からなる委員会に付託される。
委員会の実際の審議は翌々十三日から開始し、十四日、及び二十四日（この日は和気神社昇格の建議を含む）と実質三回開催されてゐる。但し、この委員会は素戔嗚尊奉斎の問題といふより、鈴木穆・総督府度支部長官や大塚常三郎参事官による朝鮮情勢の詳細説明と、かかる重大事態を招いた総督府の責任を問ふ委員側からの追及の場となつた。事態の重大性に鑑み、この委員会の審議速記録は通常の如く即日公刊はされず、約一ヶ月後に公表されてゐる。
議論は総督府政全般に及び多岐にわたつてゐるため、詳細は会議録の本文を参照頂きたい。(49) 以下、本章ではまづ十三・十四両日の審議に就いて述べよう。
冒頭、出席委員側より総督府の「同化政策」が教育に偏重してをり、しかも形式的な数字上の成果を示すばかりで実を挙げてゐないのではないか、との指摘が為されてゐる。これは、外国人（米国人宣教師）運営のキリスト教系学

校に対する、同化政策上の警戒感とも結びついてゐる。

更にこの度の独立運動が、ウィルソンによる「民族自決」の提唱に触発されて起きたものであることが説明されてゐる。ここで興味深いのが、総督府・委員双方が〈日韓併合こそが、朝鮮民族による「民族自決」の結果である〉との認識で一致してゐる事である。言はずもがな日韓同祖論を背景としたこの認識を征服者側の植民地支配正当化の論理と見なす事は容易である。が、筆者はこの認識が、この時期に示された日本側の対米不信感の一つの現れである側面に注目したい。

日本人にとつて「国辱」と言はれた「合衆国排日移民法」が成立するのは、この審議の五年後の一九二四（大十三）年七月一日であるが、第一次大戦後の米国は欧州からの移民に対しても制限を加へてゐる。しかし、例へばポーツマス条約の一九〇五（明三十八）年に結成された「日本人朝鮮人排斥同盟」(Japanese and Koreans Exclusion League・のち「アジア人排斥同盟」に改称）の如き組織により、執拗に繰り返された排日運動は、一九一三（大二）年のカリフォルニア州等、米国に於ける日系移民制限の法制化を実現しつつあつたのである[50]。

その一方で、鉄道王ハリマン（一九〇五年）や国務長官ノックス（一九〇九年）の満洲介入等、米国は韓国併合以前から日本政府の大陸政策に関心を示してきた。大戦中の一九一七年（大六）年十一月の所謂「石井・ランシング協定」により、シナ大陸の日本領土に接する部分（即ち満洲）に於ける日本政府の特殊権益は、一応米国政府の承認する処となつてはゐた。しかし、米国政府は依然、シナ大陸に関心を示し続けてゐる。その米国の大統領その人による「民族自決」の言葉を頼みとする朝鮮独立運動に、（如何にウィルソンが理想主義者と評される人物であつたとは言へ）日本政府や議会の対米警戒感は高まつた事が推測される。

従つて日韓同祖論は、この場ではあくまでも他者（ここでは米国）との差異を強調し、一方で「内鮮」の一体感を再確認する論理として、強く打ち出されてゐるのである。殆どの出席者達にとつては、日韓同祖論が感覚的に実感さ

れてゐた、とは言ひ難いやうに思はれる。特に総督府側出席者の言葉の端々に、露骨に朝鮮民族を蔑視した発言が見られる事がそれを示してゐる。

先述の如くこの両日の審議は朝鮮神社の御祭神問題を大きく離れ、朝鮮統治全体の問題に及んでゐるのだが、高木の建議に賛同する伊東知也が、十三日の審議の中で一度だけ素戔嗚尊に関して触れてゐる。「今回問題ニナッタ朝鮮ノ根元ニ遡リ、朝鮮開国ノ祖ハ素戔嗚尊デアル」事を朝鮮民衆に徹底せしめよ、といふ総督府への要望である。だが、独立運動の勃発といふ重大事態に直面した日本政府と議会の緊急課題は、上述の如く日韓同祖論を背景とした「内鮮一体」意識の形成に他ならなかつた。故に「此ノ地吾居ルヲ欲セス」の伝承のある素戔嗚尊は、この目的に即しては、御祭神として些か不都合であつた、と言へよう。

七、御祭神確定、神社創建へ

「朝鮮神社ニ素戔嗚尊奉祀ニ関スル建議案委員会」は、三月十四日の審議の後、十日を置いて二十四日に再開する。この間に、先に山縣政務総監から古賀拓務局長官に送付されてゐた書類を受け、政府内部で最後の念押しの如くもう一度、御祭神問題が確認されたやうである。

大正八年三月十九日付・拓第六五五六号が古賀長官より原首相宛に送付されてゐる。「朝鮮神社創立ニ関スル件」と題されたこの文書は、朝鮮総督府の見解と同じく神社調査委員会も「天照皇大神」及び「明治天皇」を適当とし、素戔嗚尊は入れない事を決議してゐる旨、改めて首相に報告する文書である。(51)

朝鮮神社の御祭神問題に関しては、この古賀長官の報告を以て確定したと言へよう。三月二十四日の委員会審議では、冒頭、高木が御祭神問題に就いて陳述してゐるが、この古賀長官報告の事を知つてゐたと思はれ、それまでの攻

撃調の弁舌は鳴りを潜めてゐる。
高木はまづ、前日宮内省にて近藤総務課長と面会した事を報告してゐる。宮中で、この御祭神問題について何か論議が出てゐないか確かめたのであるが、何もないとの回答であつた。次いで高木は、播磨・広峰神社宮司より贈られたといふ書籍『牛頭天皇』[52]その他の資料を示し、「曾尸茂梨」が牛頭山（江原道春川）[53]の地に相当する、との見解を説明してゐる。しかし高木は、朝鮮神社に素戔嗚尊を奉斎すべきである、とは最早主張してゐない。
審議はこの後、この度の独立運動を担つた天道教[54]の実態、天道教と同じく東学系で、日韓合邦運動を推進した後解散させられた一進会に近い侍天教、新興の檀君教、或いは内地仏教やキリスト教等、朝鮮半島の宗教事情等に移り、神社御祭神の話は出ぬままに散会してゐる。
注目すべき高木の発言を一つだけ挙げたい。彼はかかる朝鮮の民族宗教を「淫祠邪教ヂャナイ」とし、日本神道に近いものだと述べてゐる。[55]日韓同祖論に依拠してはゐるものの、全体に高木の発言には朝鮮民族に対する偏見や蔑視が殆ど無いが、この発言などは象徴的である。日韓同祖論をあくまでも統治上の論理と見なしてゐる他の出席委員と異なり、高木の場合はかなり感覚的に日韓同祖論を受容してゐたものと思はれる。
第四十一回帝国議会は三月二十七日、閉会した。そして、この「素戔嗚尊奉祀ニ関スル建議案委員会」は審議未了の侭、再び開催される事はなかつた。一方で翌四月十一日、上海で李承晩を首班する大韓民国臨時政府樹立が宣言される。三・一運動を受け海外亡命活動家らが活発な運動を始め、朝鮮独立運動は新たな段階に入ることとなる。
同大正八年七月十八日、日本政府は内閣告示第十二号を発表した。[56]

朝鮮神社　朝鮮京畿道京城府南山

祭神　天照大神　一座
　　明治天皇　一座

右神社ヲ創立シ官幣大社ニ列セラレ候旨　仰出サル

大正八年七月十八日　内閣総理大臣　原　敬

八月十二日、長谷川好道総督が独立運動勃発の責任を取る形で辞任した。独立運動鎮圧の指揮をとつてゐた山縣伊三郎政務総監も、総督と共に辞任する。韓国併合を実行し、「合邦」運動を推進した一進会を強制解散させ、以後も初期総督府行政の立役者として、朝鮮半島武断統治の最高実務者であり続けた文官は、辞任に際し次の様な句を詠んだ。

けふよりは無剣の太夫秋の月

彼は又、八月二十四日に秘書官等を伴つて朝鮮神社創建予定地の背後、南山に登り、ビールを飲みながら感慨にふけつてゐたといふ。(57)

後任の朝鮮総督は齋藤実であり、政務総監は神社行政に通じた水野錬太郎であつた。

翌九年五月二十七日には、地鎮祭が行なはれる。そして、伊東忠太を責任者とする朝鮮神社造営事務所が、大正十四年に予定される御鎮座に向け、本格的な造営工事を開始する事となるのである。

八、をはりに

以上、韓国併合から三・一独立運動迄の朝鮮神社創建計画をめぐる動きを、山縣政務総監による初期総督府政との関連で捉へ、当時の日本を囲む国際情勢の中に、この動きを位置付ける事を試みた。

筆者が、この時代を考察するに当たり注意すべきだと考へた点は、本文でも述べてゐるが、当時の日本が朝鮮・台湾の数千万の異民族を抱へた「半大陸国家」であつた、といふ事実である。本国を遠く離れた西洋列強の植民地と異なり、これら日本の「外地」は「内地」と隣接するが故に、「内地」「外地」を合はせた全体を包括する一つの枠組みが求められるのである。

日韓同祖論は、当にその為の枠組みに他ならない。そして「朝鮮神社」創建は、儒教式祭祀と神社祭祀の競合、「同化政策」推進上の問題など、様々な次元の問題の交差する場であるが故に、この同祖論の構造に従つて考察されねばならないのである。日韓同祖論を〈支配の正当化の欺瞞的論理〉といふ判断だけで切り捨てる視点からは、朝鮮神宮に対する考察はきはめて不充分なものとならう。

現在「朝鮮神宮御祭神論争」と呼ばれるものは、全て大正十四年の鎮座直前の祭神論を指してをり、[58] 本稿が考察した大正初中期の御祭神論争は、これまで全て無視されてきた問題である。本稿の考察をふまへ、鎮座直前のこの御祭論争に関しても、更に考察を及ぼして行く所存である。

註

(1) 海野福寿氏『韓国併合』(岩波書店、一九九五)二〇九頁参照。併合条約の英訳文については外務省編『日本外交文書』第

四十三巻第一冊六八一～四頁参照。尚、村井紀氏『増補改訂・南島イデオロギーの発生――柳田国男と植民地主義』（大田出版・一九九五）は「併合」をイギリスの例に倣つた union の翻訳語であらうとしてゐるが、初歩的な知識不足である。

(2) 併合当時の日本世論の動向については姜東鎮氏『日本言論界と朝鮮 1910-1945』（法政大学出版局、一九八四）第一章に詳しい。

(3) 『会報』百四十三号（明四十三・九）参照。他に同誌百四十四、五号巻頭の佐伯有義の講演録、百四十四号十七～八頁の角田忠行の日韓同祖論的古典解釈等も参照。

(4) この「韓国の神社」創建運動は、日本政府の韓国併合方針と、民間の日韓合邦運動の間に位置付けられよう。拙稿「併合以前の『韓国の神社』創建論」（『神道宗教』一六七号　所収）参照。

(5) 『会報』百四十三号（明四十三・九）七九～八十頁参照。

(6) 他に『会報』百四十六号（明四十三・十二）十九～二十頁の投書では、造化三神以下の皇祖神と朝鮮の祖先神の併祀が主張されてゐる。

(7) この京城居留民団の活動に関しては、『会報』百五十号（明四十四・四）六十四頁参照。尚『大陸神社大観』（大陸神道連盟、昭十六）四十三～六頁によると、朝鮮半島には江戸時代に鎮座した釜山の龍頭山神社を除き、併合迄に十二社が鎮座してゐるが、いづれも主祭神は天照大神である。

(8) 「明治四十五年度大蔵省所管朝鮮総督府特別会計歳入歳出予定計算書　歳出臨時部」第九款第六項（国立国会図書館法令議会資料室所蔵『明治四十五年度帝国議会予算案』大蔵省分二百七頁）参照。

(9) 明治四十五年二月六日の第七分科会議録（『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇、東京大学出版会　六十九巻六十九頁）参照。

(10) 後に大正十五年に完成した朝鮮総督府新庁舎は、李朝の王宮の一つ景福宮の宮殿と門の間に立ち塞がるように建設され、朝鮮半島の人々の屈辱の象徴とされる（韓国独立後も長らく政府庁舎や国立中央博物館として使用され、論議の末一九九七年春完全に解体・撤去）こととなる。が、大正十四年の官幣大社朝鮮神宮の鎮座地は（総督府旧庁舎と同じ南山地区ではあるが）山腹の漢陽公園（現・南山植物園一帯）である。新庁舎開庁後、旧庁舎は商品陳列館となつた。尚、この新庁舎及び朝鮮神宮が、風水思想から見たソウルの地脈を切断するやうに創建されたとする「日帝断脈説」については、野崎

(11) 充彦氏「日帝断脈説をめぐつて」(『韓国の風水師たち』人文書院、一九九四　第四章) を参照。

(12) 山縣伊三郎 (一八五七・安政四～一九二七・昭和二) は長州藩・萩出身、山縣有朋の養嗣子。素空と号した。ドイツ留学後、内務・逓信官僚として歩み、日露戦争後逓相となるも、鉄道行政をめぐり蔵相阪谷芳郎と対立して辞任。貴族院議員となり、韓国副統監として併合を実行、そのまま政務総監へ。三・一独立運動後に関東長官に転じるも、政治疑惑により官界を引退。義父の死後は公爵を継ぎ、枢密顧問官となる。伝記資料は没後に徳富蘇峰が執筆した『素空山縣公伝』(山縣公爵伝記編纂会、昭四) のみであるが、同書の資料的価値は低くないと見られる。

(13) 但し台湾総督府では、明治二十八年の府政開始以来、大正七年に民政部内に地方部社寺課が設置され神社関係業務が宗教関係と分けられるまで、社寺宗教関係業務は全て同一の範疇に入れられてゐた。又法規上は大正十二年に至るまで、神社は他宗教と同列に規定されてゐた。蔡錦堂氏『日本帝国主義下台湾の宗教政策』(同成社、一九九四) 第二章等参照。

(14) 韓晳曦『日本の朝鮮支配と宗教政策』(未来社、一九八八) など参照。

(15) 『東亜原色世界大百科事典』(東亜出版社・ソウル、一九八三)「사직社稷」の項参照。

(16) 前出『素空山縣公伝』二九七～九頁参照。李王朝の国家祭祀については平木実「朝鮮史の展開における王権——朝鮮王朝時代を中心に——」李範稷「朝鮮王朝における王権と五礼」(いづれも『朝鮮学報』一三八号　朝鮮学会、平三　所収) など参照。

(17) 『素空山縣公伝』前出箇所は、社稷壇廃止と神社規則の制定を一連の政策として記述してゐる。尚、近年の平山洋氏「朝鮮総督府の宗教政策」(『国家と宗教——日本思想史論集』思文閣出版、平四　所収) もこの記述をそのまま採用してゐる。

(18) 『総督府施政二十五年史』(朝鮮総督府、昭一〇) には、京城の李王家宗廟と共に朝鮮歴代八殿六陵の祭祀が挙げられてゐる (二〇二～三頁)。但し「我が国の国祖或は開国の諸神等を祭るものと混同してはならぬ」とある。ソウルの宗廟祭祀は現在まで続き、近年世界文化遺産に指定された。一方ソウル社稷壇は公園となつたが、独立後公園内に社稷壇の遺構が再建された。

この一連の政変を階級史観の視点から「大正デモクラシー」の先駆と位置付けたのは、信夫清三郎「大正政変」(『大正デモクラシー史』第一巻　日本評論新社、昭二九　第三章) が最初である。しかし信夫は、当時の社会に於ける「民衆」の明治天皇追慕の雰囲気には考察を及ぼしてゐない。

(19) 前掲『大陸神社大観』三六一～二頁参照。

(20) 「神社寺院規則」施行に先立つ九月中旬、京城神社で「朝鮮全道神職大会」が開かれてゐる。朝鮮総督府『朝鮮彙報』大正四年十一月号（ソウル・高麗書林刊復刻版第三巻 所収）八五頁、『神社協会雑誌』（以下『雑誌』）十四巻十号（大四・十）五八頁参照。

(21) 以上、朝鮮の神社関連法令については朝鮮神職会編纂『朝鮮神社法令輯覧』（帝国地方行政学会朝鮮本部、昭十二）を参照した。

(22) 国立国会図書館法令議会資料室所蔵『帝国議会予算案』各年度朝鮮総督府歳出臨時部営繕費を参照。但し大正二年度までは大蔵省所管、三年度以降は内務省所管である。

(23) 朝鮮総督府『朝鮮神宮造営誌』（以下『造営誌』、昭二）一～二頁参照。同書は鎮座後に総督府が刊行した創建事業記録である。朝鮮神宮創建過程に関する戦後の論考は、全て手塚満男「朝鮮神宮御鎮座前後の記」（小笠原省三編『海外神社史上巻』（海外神社史編纂会、昭二十八 所収）に依拠してゐるが、この『造営誌』は手塚の原資料の一つと見られる。

(24) 国立公文書館所蔵『公文類聚』第四十三編巻二十八「朝鮮神社ヲ創立シ社格ヲ官幣大社ニ列セラル」添付の大正四年測量・同六年製版の地図では、南山山頂に「南山祀」が存在してゐる。同資料添付の設計図によれば、朝鮮神宮本殿に拝礼する者は山頂に向かつて拝礼する形式になるが、この「南山祀」に関する資料は、管見の及ぶ限り現存しない。

(25) 『雑誌』十五巻四号三五頁、及び『会報』二一三号四九頁。尚、予算額は明治四十五・大正二年度が三万円、三年度が二万円である。

(26) 神祠はこの年十一件が承認され、以後漸増して行くが、昭和十四年以降は「一面一祠運動」により爆発的に増加し、終戦時には朝鮮半島全体で九一三社に及んだ。（数値は佐藤弘毅氏による資料紹介「戦前の海外神社一覧」（『神社本庁教学研究所紀要』第三号、平十 所収）に基づく。栗田英二氏「植民地下朝鮮における神明神祠と「ただの神祠」」（崔吉城編『日本植民地と文化変容 韓国・巨文島』お茶の水書房、一九九四 所収）二〇七頁の図表では八七七社となつてゐるが、筆者が原資料の『朝鮮総督府官報』で確認した処、佐藤氏の数値と一致した。）現在人口に膾炙してゐる〈朝鮮皇民化政策による神社創建〉とは、基本的にこの神祠急増に関する指摘であらうが、此は朝鮮統治一般の問題に還元するより、むしろ戦時総動員体制との関係で論じられるべき問題であらう。

(27) 明治神宮創建過程については、内務省神社局編『明治神宮造営誌』(大十二)等を参照。
(28)『造営誌』四頁に「鴻徳偉業前古未曾有ニシテ朝鮮ノ民衆ニ対シ亦此ノ仁恵ヲ施サセ給ヘル　明治天皇」とある。
(29) 東京大学出版会刊『帝国議会衆議院議事速記録』(以下『速記録』)三十三巻二九五頁参照。
(30) 臨川書店刊『帝国議会衆議院委員会議録』(以下『会議録』)十五巻四二三～六参照。
(31)『日本書紀』巻一、草薙剣段第四の一書参照。
(32) 高木益太郎(一八六九・明二～一九二九・昭四)は東京市選出の代議士、弁護士。明治三十三年からその死まで「法律新聞」を発行する一方、法政大学総務部長、尾西鉄道(現在の名古屋鉄道尾西線)社長他、多くの会社や銀行経営にも参画。大正期に立憲国民党の雄弁家として、選挙権拡張・営業税撤廃・枢密院改革等の論戦で活躍した。
(33) 前掲註4の拙稿参照。
(34)『会議録』十四巻四六五～七頁参照。
(35)『造営誌』八頁参照。『神祇史年表』(上村為典編・昭一六初版刊行、昭四十二再版)中巻三一七頁では二十二日となつてゐる。
(36) 前掲註23の手塚満男「朝鮮神宮御鎮座前後の記」を参照。
(37) 高木と山縣の論争と同じ四十回帝国議会予算委員第二分科会に於ける水野錬太郎内務次官(当時)の答弁参照。大正七年七月当時の委員に関して『雑誌』十七巻七号(大七・七)二十八頁に「塚本委員長、田沢書記官、荻野宮地両学士、三上、萩野、松本三博士、今井、岡部、宮西委員、野島、八束両氏」の名が挙げられてゐる。
(38) 国立公文書館所蔵『公文類聚』第四十三編・巻二十八「朝鮮神社ヲ創立シ社格ヲ官幣大社ニ列セラル」参照。
(39) 前掲註23の手塚満男「朝鮮神宮御鎮座前後の記」を参照。
(40)『造営誌』八頁参照。
(41)『速記録』三十五巻五四四頁参照。
(42)『会議録』二十巻一九八頁参照。
(43)『写真で見る独立運動』(ソムンダン、ソウル・一九九六)上巻一七〇頁参照。
(44) 前掲『写真で見る独立運動』上巻第八章参照。

(45) 千龍淑編・内田富夫訳『韓国近代の叫び』（雲亭文化社、ソウル・一九八七）二四四〜二五五頁参照。

(46) 檀君神話は、高麗時代の僧一然（一二〇六〜一二八九）の『三国遺事』に見られ、天より降臨した桓雄天王と熊の変化した女の間に生まれた檀君王倹が、平壌を都とする古朝鮮王朝を開き、後に都を阿斯達に移したといふもの。のち檀君は周王朝に封じられた箕子に国を譲り、千九百八歳の時白岳山に隠棲し、山神となつたといふ。大韓民国は西紀一九六一年まで檀君紀元を用ゐ、今日も神話に因んで十月三日を開天節としてゐる。

(47) 国立公文書館所蔵『公文雑纂』大八・巻十五、帝国議会三　参照。

(48) 『速記録』三十五巻三五〇〜三頁参照。

(49) 『会議録』十六巻二七一〜二八九頁参照。

(50) 「排日移民法」成立過程とその背景に関しては Roger Danniels, The Politics of Prejudice: The Anti-Japanese Movement in California and the Struggle for Japanese Exclusion (Berkley and Los Angeles: Uuiversity of California Press, 1962) が詳しい。

(51) 前掲註（38）同資料参照。

(52) 議事録には「牛頭天皇」とあるが、広嶺忠胤『牛頭天王』（広峰神社社務所、大七・八）である。

(53) 前掲『大陸神社大観』一九五〜二〇六頁参照。一九九七年八月、筆者はこの牛頭山麓で、牛頭山の地脈に関する「日帝断脈説」を土地の老人より聞いたが、史実としては確認してゐない。

(54) 今日も大韓民国では、天道教の流れを汲む幾つかの宗教団体が、李承晩政権崩壊後に成立した「民族信仰総連盟」に加盟し、活動を続けてゐる。又、朝鮮民主主義人民共和国に於いても、政党として「天道教青友党」が存在してゐると公式に発表されてゐるが、活動等は不明である。

(55) 『会議録』十六巻二八六頁参照。

(56) 註（28）同資料参照。

(57) 前掲『素空山縣公伝』三五四頁参照。

(58) 例へば、神社新報社編『近代神社神道史』（神社新報社、昭五一）一七二頁、高木博志「官幣大社札幌神社と『拓殖』の神学」（『地方史研究』43-5、一九九三）十六頁、等参照。

※本研究の一部は、財団法人日本科学協会の平成十年度笹川科学研究助成を受けてなされた。